

丹波篠山市立大山小学校いじめ防止基本方針

丹波篠山市立大山小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

人権尊重の理念に基づき、丹波篠山市立大山小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に「丹波篠山市立大山小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を定める。

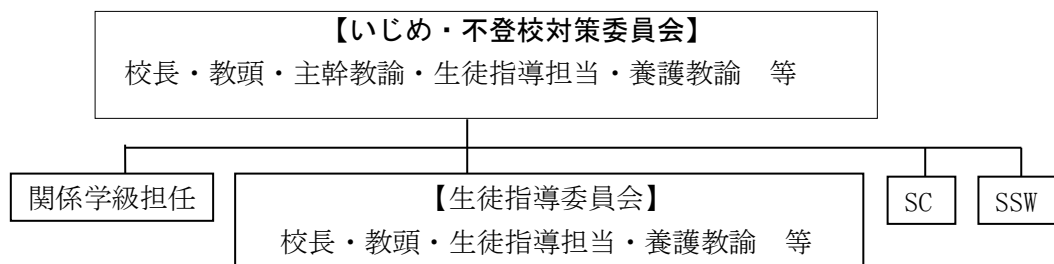
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童・学級・学校にも起こりうるという事実を踏まえ、保護者、地域と学校が連携し、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成



※ただし、少規模校であるため、全教職員で関わることを原則とする。

(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ア 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には、関係学級担任も交えた緊急対応会議を開いて情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者・関係諸機関との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- カ 重大事態（いじめの疑いを認めたとき）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割
- キ 「いじめアンケート」の内容及び結果考察、公表について検討する役割
- ク 学校基本方針やいじめ防止の取り組みが計画通り進んでいるかの点検、いじめの対応がうまくいかなかったときの検証などを行う取り組み

3 いじめの未然防止の取組

全教育活動において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのために全教職員が「いじめは、どの学級・どの学校にも起こり得る」という認識をもち、日頃から児童の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

児童や保護者の意識・起こった背景・地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
学習指導の充実	全児童が主体的に学び、確かな学力を身につけることで、達成感を味わい、自己肯定感を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員への信頼 ○自尊感情を育む学級活動等 ○学習における規律づくり ○学びに向かう集団づくり ○主体的に取り組む授業づくり
人権教育の充実	生命の尊厳や人権共存の考え方を基底に、すべての人の人権を尊重し人の痛みを思いやることができるよう、人権感覚を育み人権意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権朝会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年間7回 ・各教員がテーマを決めて人権に関する話を行う ○人権掲示板 <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する掲示物を掲示する ○校内人権研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する研修を行い、教員の人権感覚を磨く
道徳教育の充実	他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業等、学校の教育活動全体を通して、人との関わりによる達成感や誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする心を育てると同時に、いじめをしない・許さない人間性豊かな心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ○低学年 <ul style="list-style-type: none"> ・資料名：「わたしのことば」（兵庫県教育委員会『いじめを許さない人権教育教材』） ・資料名：「いっしょにあそぼ」（『ほほえみ』） ○中学年 <ul style="list-style-type: none"> ・資料名：「で・き・た」「はし」（『ほほえみ』） ○高学年 <ul style="list-style-type: none"> ・資料名：「心に小さな灯りがともった」（兵庫県教育委員会『いじめを許さない人権教育教材』） ・資料名：「このままやったら」（『ほほえみ』）
体験教育の充実	発達段階にあわせた体験活動を取り入れることによって、児童が自己と向き合い、他者・社会・自然との直接的なかかわり	<ul style="list-style-type: none"> ○教科や総合的な学習の時間を通して、地域の人・もの・事に関わる体験型学習 ○飼育栽培活動

	の中で、生命に対する畏敬の念・感動する心・共に生きる心に気づく。	○自然学校の実施（5年） ○環境体験事業（3年） ○福祉体験活動（4年）
特別活動の充実	日々の授業や学校生活の場面で、他者と関わる機会やコミュニケーションを重視した活動を増やし、対等で豊かな人間関係を築く。また、同・異年齢交流を通して、様々な考え方に触れながら、児童が自ら主体的にコミュニケーションをとる。	○児童会活動 ○縦割り班活動 ○児童朝会 ○朝の会・終わりの会 ○学級会活動 ・エンカウンターグループ ・ソーシャルスキルトレーニング ・アサーショントレーニング 等
情報教育の充実	情報機器の正しい使い方を認識させ、インターネットや通信機器等を通したいじめを防ぐ。	○各教科 ・情報活用能力の育成 ○情報モラルに関する指導 ・ネット犯罪防止講演会の開催等 ・保護者への啓発
保護者・地域との連携	保護者・地域との情報交換を密にし、連携していじめを生まない土壌づくりに努める。	○「いじめ防止基本方針」の周知 ○個別懇談・家庭訪問・連絡帳等の活用 ○学校だより・学級通信の発行 ○オープンスクールの実施 ○「人権教育通信」による朝会の内容のお知らせ ○「学校運営協議会」での情報交換 ○地域行事への積極的参加 ○登下校指導
校内研修の実施	「学校基本方針」を活用し、いじめの兆候や発生を見逃さず迅速かつ組織的に対応するための手法を身につける。	○いじめ対応に関する校内事例研修
校内環境の整備・充実	児童が落ち着いて過ごせ、児童の動きについて目の行き届きやすい校内環境を作る。	○特別教室の施錠 ○校内の環境整備 ○「大山っ子のくらし」の徹底(毎学期) ○生活目標の校内掲示(各週1回)
丹南中学校区小中連携	中学校への進学をスムーズに行うため、小学校・中学校の連携を取り共通理解をする。	○人権教育教材のカリキュラムの共有化と系統性 ○学習規律の共通理解 ○生徒指導上の共通理解（名前の呼び方・持ち物・時間・情報機器の正しい使い方 等） ○SCとの連携

4 いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することで、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集するように心がける。

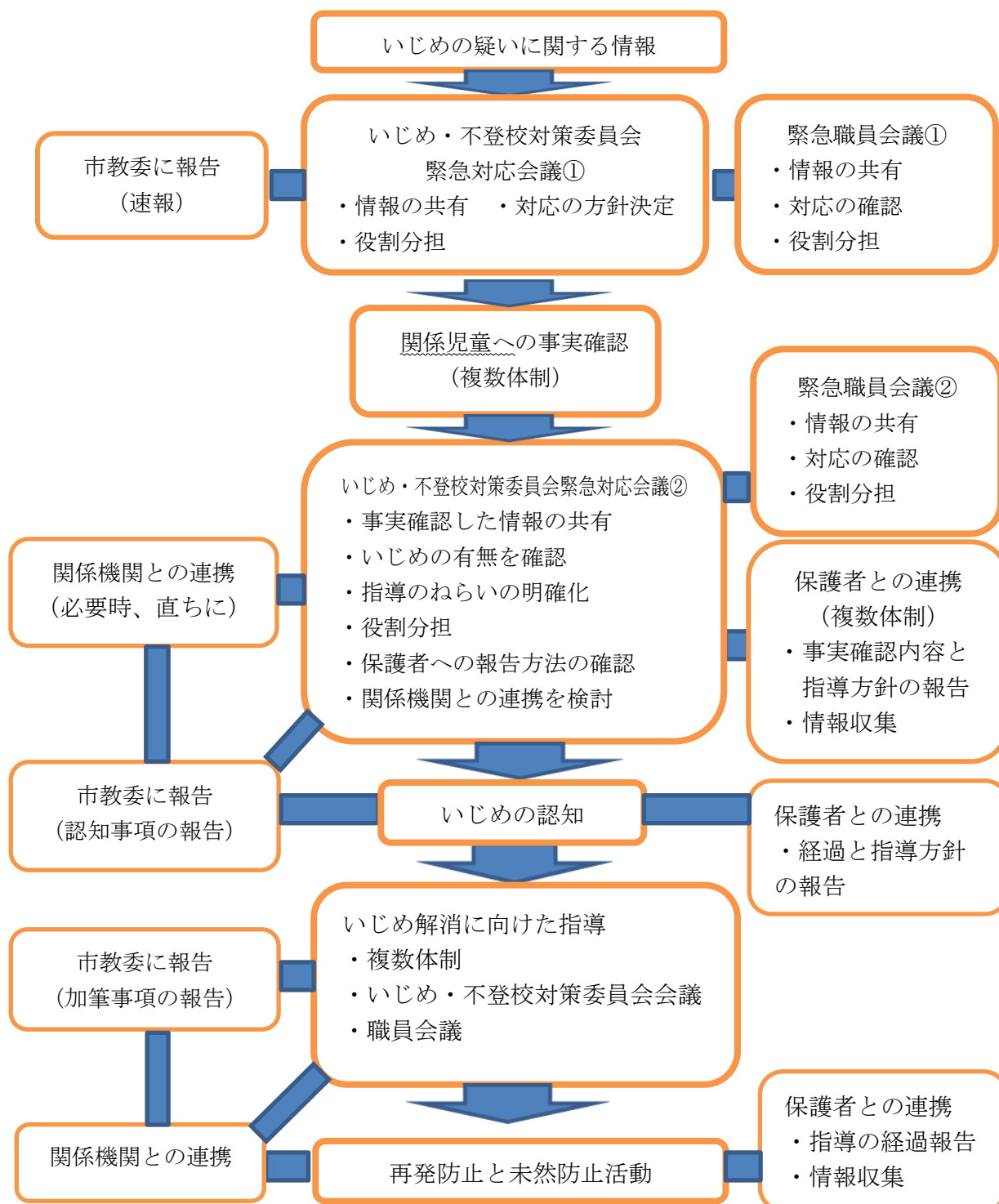
取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
情報の収集	児童の日々の生活の観察や、保護者・地域の情報から、児童の心の揺らぎを把握し、早期発見に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による日々の観察 <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の様子 ・授業中や休み時間の様子 ・養護教諭、他学年担任との連携 ・見回り当番（必要に応じて） ○児童からの情報 <ul style="list-style-type: none"> ・児童との心のふれ合い、相談しやすい関係づくり ・「学習・生活アンケート」 ・「いじめアンケート」 ・日記や生活ノートの活用 ・運動場や体力館で遊ぶ ○保護者からの情報 <ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談・家庭訪問・連絡帳等の活用 ○地域からの情報
相談体制の確立	日頃から気軽に相談しやすい環境をつくることで、児童との信頼関係を築き未然にいじめを防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談（学校カウンセリング） <ul style="list-style-type: none"> ・「保健室」「あのね室」等の活用 ・相談できる教室の確保 ○全教職員による全児童への日常の声かけ
「いじめアンケート」	個々の児童の気持ちや、学級・学校のいじめの実態や兆候を見つけることで、早期に対応する。また、いじめ防止の啓発にも活用し、いじめを抑止しようとする児童の意識を培う。	<ul style="list-style-type: none"> ○学期に1回実施 <ul style="list-style-type: none"> ・内容の検討（職員会議） ・結果を受けて事実確認 ・結果の考察（「いじめ・不登校対策委員会」・職員会議） ・結果の公表、市教委報告 ・保存期間を5年とする
いじめ・不登校対策委員会会議	いじめの兆候などに気づいた教職員からの情報を共有し、役割分担を行い、組織的に指導の方向性等を話し合うと同時に、職員会議で報告し、校内の中心になって取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめにつながる事案や兆候を発見した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応会議 ・指導、解決後も、継続観察

<p>情報の共有</p>	<p>教職員が児童の変化を敏感に察知し、職員会議やその都度情報を共有化することで早期に対応する。</p>	<p>○要配慮児童・気になる児童や言動の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での情報共有 ・教職員間の報告・連絡・相談・調整 ・次年度への申し送り事項の徹底 ・学団会議の記録の回覧 ・SSダイアリーの活用
--------------	--	--

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、発見者や関係児童の担任が一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」や学校全体で組織的に対応する。また、いじめ再発防止のための日常的な取組について実践計画を立て、継続的に見守るようにする。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた児童に対して

児童に対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・必ず解決できるという希望がもてることを伝える。 ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。 ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。 ・SC（スクールカウンセラー）や関係機関の活用を含め心のケアにあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。 ・家庭訪問は、担任を含め複数で行う。 ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた児童に対して

児童に対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 ・いじめた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、自己有用感を高める。 ・SC（スクールカウンセラー）や関係機関の活用を含め心のケアにあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童が複数であっても、1家庭ずつ学校で話をすることを基本とする。 ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むべきことを明確にし、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味	(2) 重大事態の報告・調査
<p>ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会に重大事態の発生を報告する。 ・調査の主体を市教育委員会が担う。
<p>イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会に重大事態の発生を報告する。 ・調査の主体を学校が担う。 ① いじめ・不登校対策委員会を重大事態の調査組織及び母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置 ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供 ④ 調査結果を市教育委員会に報告 ⑤ 調査結果をふまえた必要な措置の実施
<p>※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会に重大事態の発生を報告する。 ・市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断する。 ・学校が担う場合 ① いじめ・不登校対策委員会を重大事態の調査組織及び母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置 ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供 ④ 調査結果を市教育委員会に報告 ⑤ 調査結果をふまえた必要な措置の実施

7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	再発防止に向けた取り組み
4	○「いじめ・不登校対策委員会」会議 ・指導方針、指導計画等 ○職員会議 ・「学校基本方針」の共通理解 ○特別支援教育推進委員会	○人権朝会 ○学級懇談会 ・「学校基本方針の啓発」 ○「大山っ子のくらし」の徹底	○学級懇談会 ○前年度からの引き継ぎ徹底 ○児童の観察	○児童の観察
5				○児童の観察
6	○職員会議 ・アンケート内容の検討	○人権朝会 ○朝会での呼びかけ	○いじめアンケート①	○児童の観察 ○こども個人懇談
7	・アンケート結果の考察、公表・報告内容の検討 ○学校運営協議会 ○職員会議	○個人懇談 ・情報モラル講演会	○個人懇談	○アンケート結果の活用 ○児童の観察 ○こども個人懇談
8	○校内事例研修	○「夏休みのくらし」の徹底		
9	○職員会議 ・アンケート内容の検討			○児童の観察
10	○職員会議 ・アンケート結果の考察、公表・報告内容の検討 ○オープンスクール	○人権朝会 ○朝会での呼びかけ ○いのちの授業	○いじめアンケート②	○児童の観察 ○アンケート結果の活用
11	○職員会議	○人権朝会		○児童の観察
12	○学校運営協議会 ○職員会議	○個人懇談 ○「冬休みのくらし」の徹底	○個人懇談	○こども個人懇談
1	○職員会議 ・アンケート内容の検討	○人権参観日 ○PTA人権研修会		○児童の観察
2	○職員会議 ・アンケート結果の考察、公表・報告内容の検討	○人権朝会 ○朝会での呼びかけ	○いじめアンケート③	○こども個人懇談 ○アンケート結果の活用
3	○学校運営協議会 ○職員会議	○人権朝会 ○学級懇談	○学級懇談	○こども個人懇談